

平成19年度第2回佐倉市入札監視委員会議事概要

日 時	平成20年1月23日(水) 午前10時00分～12時00分
場 所	佐倉市役所 議会棟2階 第2委員会室
出席者	<p>< 委 員 > 湯川委員、仁平委員、関谷委員</p> <p>< 事務局 > 契約検査室</p> <p>< 担当課 > 道路建設課・交通防災課・下水道課・土木課・地域医療課・ 教育総務課・学務課・市民課・児童家庭課・公園緑地課</p>
【議事概要】	
<p>議題1 入札・契約の手続きの運用状況等について</p> <p>平成19年4月から平成19年9月までに実施した一般競争入札・随意契約及び指名停止業者について、事務局から報告をしました。</p> <p>(質問) 物品の発注事業は随意契約の割合が多いようですが、その理由はなぜですか。</p> <p>(回答) 今回の審議の対象としています発注事業は、年度を二つに分けた場合にその前期にあたるため、年度当初に発注を行う経常的な年間契約が多く含まれています。その中でもシステムや設備の保守など契約の相手方が特定されるケースが多いことから、随意契約の割合が高くなっています。</p> <p>(質問) 指名停止を受けた業者が前回より多いように見受けられますが、いかがですか。</p> <p>(回答) 防衛施設庁発注事業における独占禁止法違反により、全国的に指名停止となった業者が多かったことが理由です。</p>	
<p>議題2 制限付き一般競争入札参加資格の設定経緯等について</p> <p>平成19年4月から19年9月までに実施した一般競争入札・随意契約の中から当番委員が抽出した10件の案件について、事業担当課職員による事業説明及び質疑応答を行いました。</p> <p>[主な質疑内容]</p> <p>案件 直弥 - 35号線道路改良工事(一般競争入札)</p> <p>(質問) 設計金額の積算はどのようにされましたか。</p> <p>(回答) 千葉県積算基準を基に積算をしています。なお、一部の単価については物価資料を利用したり、また、材料費などは年度の当初に市で一括して複数の業者から見積もりを徴取し最低価格の単価を市の標準価格としています。</p> <p>(質問) 県の積算基準を使用しているのはなぜですか。</p>	

(回答)市独自の積算が難しいこと、また国庫補助事業などは県内共通単価を利用することから、千葉県積算基準を使用しています。

(質問)市内業者に限定をした発注があるとのことですが、それは個別に事業を設定しているのですか。

(回答)市で設けている一般競争入札資格要件設定基準では、設計金額により地域要件の基準を定めておりますので、この基準をもとに設定をしています。ただし、対象業者数は概ね30者以上を確保することとしていますので、競争性が働くことを前提に地域要件を設定することとしています。

(質問)市内の業者に発注することを前提に単価を設定していますか。

(回答)単価は、あくまでも標準単価を使用していますので、発注先が市内と市外での単価の違いはありません。

(質問)資格要件の設定にあたっての基準は必要ですが、実際に競争原理が働いているのかがポイントです。30者以上を確保しても、競争原理が働いていないものもあるのではないのでしょうか。それであれば、競争原理が働くように設計金額を見直しても良いのではないですか。

(回答)設計金額の積算については、あくまでも積算の根拠が必要ですので、これまでと同様に千葉県の積算基準を基に積算をしていくことになるものと思われませんが、資格要件の設定基準については、入札の状況を見ながら定期的に見直しを行っております。

(質問)単価の参考とした見積もりを徴取した業者は、この入札に参加していますか。

(回答)年度当初に見積もりを徴取したのは市外の業者ですので、今回の入札には参加していません。

案件 防災行政無線(同報系)子局増設工事(随意契約)

(質問)随意契約とした理由と設計金額の積算方法を説明してください。

(回答)子局増設工事については、既設の防災行政無線の親局との互換性が必要なことから、当該業者との随意契約としています。また、設計金額の積算は、当該業者からの見積もりを基に作成しています。

(質問)当該業者からの見積もりは、他者との比較をしていますか。

(回答)各メーカーの機種により仕様が違い価格も異なりますので、比較はしていません。

(質問)機種の仕様の違いとは具体的にどのようなものですか。

(回答)子局の呼び出しなどメーカーによる独自性の違いがあり、また基本的に防災行政無線は既成品ではなく、受注生産となっています。

(質問)防災行政無線の導入時に落札した業者が、その後も随意契約で受注しているようですが、導入時の入札はどのような状況でしたか。

(回答)只今手持ちの資料にはございませんが、複数の大手の業者5者から6者程度により入札がされたものと記憶しています。

(質問)この事業の内容から業者は限定されたということですか。

(回答)防災行政無線は、既製品ではありませんので小規模な業者では対応が不可能でした。

(質問)同じ業者との随意契約について、この状態は今後も続くのですか。

(回答)以前から入札を検討していますが、技術的な問題で入札は難しいのではないかと業者から言われています。

(質問)技術的な問題とはどのようなものですか。

(回答)機器に使用されているそれぞれのメーカーが持つ特許などの特殊性について、他のメーカーでは対応できないとのこと。

案件 C B D 9 0 7 佐倉北1号枝線実施設計業務委託(一般競争入札)

(質問)落札率が低いようですが、設計金額の積算方法と競争状況について説明してください。

(回答)設計金額の積算は、全国で利用されている(財)下水道新技術推進機構の単価を使用しています。落札率については、競争原理が働いた結果であり、この委託に係る費用は、人件費がほとんどでありますので、企業努力によるものと考えています。

(質問)資格要件に該当する市内・準市内で登録されている業者の数はいくつですか。

(回答)手元に資料が無いので正確な数は申し上げられませんが、市内・準市内ではほとんど無いものと記憶しています。

案件 寺崎地区における公共下水道事業に関する平成19年度年間委託(その2)(随意契約)

(質問)随意契約とした理由はなぜですか。

(回答)寺崎特定土地区画整理区域内における市の事業については、都市再生機構との協定により、市から都市再生機構へ委託することとしています。本事業も、この区画整理事業と密接に関係していることから、随意契約としました。特に、計画の見直し等も行われていることから、施工者である都市再生機構に委託することにより、よ

り計画に合った成果品になることができるものと考えています。

(質問) 見積もりの徴取を省略していますが、その理由はなぜですか。

(回答) 財務規則に見積書を徴さないことができる旨の規定があり、今回はそれを適用しています。本事業については、協定を基に契約を行っておりますので、一般的な価格競争では無いとの判断です。ただし、見積書は徴していませんが、都市再生機構が積算した設計金額については、事前にいただいております。また、都市再生機構でも本事業を入札に付しておりますので、年度末には、事業に要した経費について、委託費の清算を行っております。

(質問) 都市再生機構との協定の概要はどのようなものですか。

(回答) 「寺崎特定土地区画整理事業関連公共施設整備に関する協定書」の中で、公共下水道の整備は、市が実施し、その係る業務を都市再生機構に委託するとしています。

(質問) この委託については、市では関与が一切できないものですか。

(回答) 本区画整理事業は都市再生機構が設計しており、また詳細設計の段階で多少の見直しもありますので、都市再生機構へ委託した方がより緻密な連携が図れるものと思われれます。

(質問) 都市再生機構以外では、本事業ができないものですか。

(回答) この区画整理事業は施主が都市再生機構でありまして、全体計画から造成計画、排水計画などすべてが都市再生機構によるものですので、都市再生機構以外では実施できないものと判断しています。

(質問) 区画整理事業の本体は都市再生機構が行い、その一部を市が実施しているということですか。

(回答) 区画整理事業全体の中の公共施設の部分について、市が実施しています。

(質問) 本来、市が実施すべき部分を都市再生機構にすべて委託していることについて、市ではどのように考えていますか。

(回答) この区画整理事業は、市では施工が難しいことから都市再生機構へ施工を依頼した経緯があります。公共下水道整備は市の負担となっておりますが、区画整理事業の全体計画の中の一部ですので、都市再生機構に委託をしています。なお、委託額は、市でも積算をしており、都市再生機構の積算との比較も行っています。この比較については、分掛かりなど市の積算の方が若干高いことから、都市再生機構の積算を採用し、国庫補助金の申請などについても都市再生機構の積算を基に行っています。なお、先ほども申しましたとおり、年度末には事業に要した費用の清算を行っています。

(質問)落札率は100パーセントになっていますが、その後の清算とはどういうことですか。

(回答)この契約は、通常の請負契約とは異なりまして、都市再生機構が入札を行い、そしてそれにかかる都市再生機構の経費分を差し引いた残額について、佐倉市に返還をする清算方式を採っています。

(質問)これまでの実績として、この事業に要した経費についてはどうですか。

(回答)債務負担行為により限度額を設定していますが、実績としては限度額よりも約2割程度下がっているものと思われます。

(質問)清算を前提としているようですが、委託額を超えることはありますか。

(回答)委託額を上限としていますので超えることはありません。

案件 佐倉市小児初期急病診療所の医療事務等業務委託（一般競争入札）

(質問)落札率が高くなっていますが、設計金額の積算はどのようにしていますか。

(回答)設計金額の積算は、一般的に市販されている積算資料の単価及び市の職員給与手当を参考に積算しています。

(質問)入札参加者は1者となっていますが、この業務はこの業者の独占的な状況ですか。

(回答)市の資格者名簿「医事・給食」に登録のある業者は42者ありますので、この業者の独占的市場とは考えにくいと思われませんが、この業務は夜間・休日の業務のため人材の確保が難しく、実施できる業者は、ある程度は限られるものと思われます。

(質問)この事業は重要な事業ですので、入札条件が厳しいために請け負う業者がいないということになると問題です。請け負える業者を確保するため、入札参加業者が複数となるよう条件の見直しを行うべきと思われませんがいかかですか。

(回答)最初の一般競争入札で応募者がいなかった場合には、事業の見直し等をした再度公告により募集を行いまして、それでも応募がなければ随意契約としています。

(意見)何度か募集を行うということですが、最終的に請け負う業者がいない場合も想定されますので、この事業を市で直接実施するという方法も検討すべきと思われます。

案件 平成19年度東部地区幼稚園、小・中学校貯水槽維持管理業務委託（一般競争入札）

(質問)落札率が低いようですが、設計金額との関係についてはどう捉えていますか。

(回答)この入札に参加した複数の業者のそれぞれの入札価格は、高いものから低いものま

で様々でしたので、今回は企業努力により落札率が下がった、いわゆる一般競争入札における競争原理が働いたものと思っています。

(質問) 積算はどのようにしていますか。

(回答) 市販されている積算物価や積算資料を基に積算をしています。例えば、日本経済物価調査会が出版している建築施工単価などを利用しています。

(質問) 入札価格を低く抑えることができたとする企業努力は、どのような内容であると思われますか。

(回答) この委託に要する経費は人件費がほとんどですので、当該入札価格は人件費を抑えたものと思われます。

(質問) 落札業者は毎年同じ業者ですか。

(回答) 2年連続して同じ業者が落札したこともありますが、毎年同じとは限りません。

(質問) 過去の落札率はどうでしたか。

(回答) 過去には、落札率が高かった時もありました。今回は、特に一般競争入札ということで、落札率が低くなったものと考えています。

(質問) 点検などの回数や配置する人数の指定はありますか。

(回答) 点検は年4回、清掃は年1回です。配置人数については指定をしていますが、およそ3名程度で従事をしているようです。

(質問) 仮に企業努力とはいえ、設計金額に比べてこれほど低い価格で仕事ができるのであれば、設計金額を下げて良いのではないですか。

(回答) 実際に市場価格が下がっているのであれば、それを考慮すべきだと思います。ただし、積算には根拠が必要ですし、積算に利用している千葉県の積算基準は、市場価格を基に作成されていますので、現在の積算方法は妥当性があるものと思っています。

案件 平成19年度小中学校一般教材備品購入(一般競争入札)

(質問) 落札率が高く、また入札参加者も1者のみとなっていますが、これはどうしてですか。

(回答) 最初の入札公告で入札参加者がいなかったことから、事業の設計を見直して再度入札公告を行った結果、1者だけの入札参加がありました。これは、市の予定価格と業者の請負金額とで折り合いが付かなかったものと思われます。

(質問) 1回目と2回目の入札で、設計金額は変えましたか。

(回答)積算は、教材備品の市場価格に一定の係数を掛けていますが、1回目は前年の落札率の実績を参考に、2回目は過去3カ年の落札率の実績の平均を参考に係数を算出しています。そのため、1回目より2回目の方が数パーセント高い積算になっています。

(意見)この事業の設計金額の積算は、過去の実績を基に積算されるなど、実態に則したものであり、適正といえます。他の事業においても、実態に則した設計金額の作成に努めてください。

案件 窓口業務等委託(随意契約)

(質問)随意契約とした理由はなぜですか。

(回答)窓口業務は、質の高いレベルでのサービス供給が必要なことから、価格競争ではなく、業者のプレゼンテーションにより知識や経験、実績といった質の部分で業者を選定するプロポーザル方式を採用しました。その結果、1者を選定し、随意契約を結びました。

(質問)この業務を委託する以前はどのような状況でしたか。

(回答)これまでは、市職員と臨時職員により対応をしてまいりました。現在の佐倉市の行政改革「集中改革プラン」の実施項目の一つとして、住民票関係のシステム入力業務を委託することとしましたので、合わせて窓口業務を委託したものです。

(質問)委託された業務の範囲はどのようなものですか。

(回答)窓口での申請の受付等、単純な労務を委託しています。

(質問)設計金額の積算はどのようにしましたか。

(回答)市販されている積算資料を利用しましたが、そのオペレーター等の単価では高額であり、また、業務は受け付けも行うなどオペレーターだけではないことから、オペレーター等の単価と市の臨時職員の単価との平均を単価として採用しました。

(質問)金額よりも内容を重視したとのことですが、こういった点に着目して選定をされましたか。また、個人情報の保護についてはどうですか。

(回答)選定を行う上で4項目の評価基準を設けました。1項目目は実績についてで、窓口業務の精通度、他自治体での実績等です。2項目目は人材について、実務経験者の配置、研修体制、緊急時の連絡体制です。3項目目はプライバシー保護として、セキュリティ対策、プライバシーマークの取得、プライバシーポリシーについてです。4項目目は、その他としましてプレゼンテーションの結果としています。また、個人情報保護につきましては、佐倉市個人情報保護条例に基づきまして、契約に保

有個人情報取扱特記事項を明記しています。

(質問)市民課の事務体制として、正規職員と委託業者との人員の割合はどれくらいですか。

(回答)現在は、正規職員が28名、委託業者から7名となっています。なお、正規職員の中には休職中の者もおりまして、その補充として臨時職員を雇っています。

案件 児童手当システムサポート業務委託(随意契約)

(質問)随意契約としているのはなぜですか。

(回答)当該業者は、本システムの導入時の業者でありまして、またシステム修正等の権利を持っている業者です。当該システムの保守や修正等については、他の業者には困難であるとの判断から随意契約としています。

(質問)システム導入の段階で、システム保守も同じ業者になることを想定していましたか。

(回答)システムの導入は指名競争入札で行いましたが、導入後の保守については、その時点では未定となっていました。

(質問)システムに関する権利というのはどういったものですか。

(回答)改版權と呼ばれるもので、システムを修正する権利のことであると伺っています。

(質問)設計金額の積算は、どのようにしましたか。

(回答)システム内部に精通していないと細かな積算は困難でありますので、前年度の実績を基に設計金額を作成しています。

(質問)設計金額について市としての主体性や受注価格についての妥当性という点では、どのように考えていますか。

(回答)物価等の変動がありますので、その点も考慮しながら、関係課を交えて今後検討してまいります。

案件 佐倉ふるさと広場管理業務委託(随意契約)

(質問)随意契約とした理由はなぜですか。

(回答)この事業は、佐倉ふるさと広場の敷地内の管理業務ですが、中でも佐倉ふるさと広場に設置されているオランダ風車の運転・管理には、自然条件に対応した特殊な技術や経験が必要であり、佐倉市観光協会には長年に渡りこの風車の管理を行っている人材がいることから、佐倉市観光協会への随意契約としています。

(質問)広場内の管理と風車の管理を一括で委託していますが、その必然性についてはどう

ですか。

(回答)佐倉ふるさと広場の中には、佐倉市観光協会の管理による管理棟が設置されていることから、佐倉市観光協会による広場内の一体的な管理が可能と判断しています。

(質問)風車の管理が可能な人材は、他の業者等にはいないのでしょうか。

(回答)佐倉市観光協会の風車管理人は、この風車が作製されたオランダへ、風車建設当時に研修で赴き管理や運転のノウハウを取得してきた人です。風車の管理は特殊なものがありますので、同じような技術を持っている人材が他にどうかについては把握していません。

(質問)設計金額の内訳はどうなっていますか。

(回答)設計金額の内訳は、およそ7割が風車の管理に要する人件費です。この管理に要する人件費については、特殊性があることから観光協会の見積もりによるものを採用しています。また、それ以外の広場の管理委託については、千葉県積算基準により積算をしています。

(質問)費用を安くするために同様な技術を持つ他の業者に委託するということは想定していませんか。

(回答)風車の運転・管理は、自然条件に大きく左右されることから、印旛沼周辺による同地での管理に習熟した人材がいる観光協会に委託することが最善と思われます。

(質問)風車の管理には、習熟した技能が必要であるとのことですが、これはどういった技能ですか。

(回答)風車の構造を熟知していることや運転技術に優れていることが、風車の管理には必要です。なお、現在の管理人は、この風車の開設以来十数年に渡り管理を行ってまいりまして、その間に積み上げてきた豊富な経験を有しています。また、他市の風車守とも情報交換をして、常に新しい情報を得るなどの活動も行っています。

(質問)経験や実績が無ければ、この業務に参入できないということでは、独占的な状態が続くことになってしまいます。こういった事業に参入しようとする業者もいるかもしれませんが、参入にあたっての必要な情報を整理すべきと思いますが、いかがですか。

(回答)風車の運転・管理を可能な業者が複数いることは望ましいことでありまして、また、随意契約が半永久的に続くことにも疑問を持っていますので、条件の整理については今後検討してまいります。

(質問)風車の管理人は、現在何名ですか。

(回答)現在は1名です。ただし、補助として他に1名が従事しておりまして、どちらか1

名が必ず管理人として配置されています。

(質問) 管理人の人件費は、佐倉市観光協会からの見積もりをそのまま採用していますか。

(回答) 千葉県積算基準には風車守の積算がありませんので、佐倉市観光協会から見積もりを徴しまして積算をしています。ただし、その見積もり額の妥当性を検証するために、同種の人件費との比較も行っています。結果としてこれまでの見積もり額は、同種の人件費と比べて低い金額となっていますので、妥当性はあるものと判断しています。

以上